

くきこどもだより



こどもトピックス

問 保育課保育係（内線 3326）

10月から幼児教育・保育の無償化が実施されます

3歳から5歳までのすべての子どもの幼稚園、保育園、認定こども園の利用料（保育料）が無償になります。幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業など、保育に関するサービスの費用も対象です。

※施設を利用する際に実費となる食材費、行事費、通園送迎費等は対象外です。



区分	3歳～5歳 ※1		0歳～2歳
	保育の必要性の認定あり	保育の必要性の認定なし (1号認定を受けている子ども含む)	保育の必要性の認定を受けている住民税非課税世帯
保育園 小規模保育施設	無償	—	無償
認定こども園	無償	無償	無償
幼稚園（新制度）	—	無償	—
幼稚園（新制度未移行）	—	月額 25,700 円まで無償	—
幼稚園等の預かり保育	月額 11,300 円まで無償	—	—
認可外保育施設 ※2	月額 37,000 円まで無償	—	月額 42,000 円まで無償
一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター ※2	月額 37,000 円まで無償	—	月額 42,000 円まで無償

※1 原則、小学校就学前の3年間が対象。ただし、幼稚園等（認定こども園における1号認定含む）は、満3歳になった日から。幼稚園等の預かり保育は、住民税非課税世帯を除き、満3歳となった翌年度（4月）から。

※2 保育の必要性の認定（施設等利用給付認定含む）を受け、保育園や認定こども園等を利用できていない方のみ。

💡 上限が設定されている項目は、事前に「施設等利用給付認定」を保育課または各総合支所児童福祉係へ申請してください。認定を受けずに当該事業を利用した場合は無償化の対象となりません。現在幼稚園等の預かり保育を利用している方は、利用している施設を通じて申請できます。

🌸 無償化に伴い、保育園等を利用する3歳から5歳児までの副食費（おかず）が実費徴収になります。

認定区分	項目	現状	10月以降
教育認定（1号認定）	主食費	実費徴収	実費徴収
	副食費	実費徴収	実費徴収
保育認定（3歳～5歳児）	主食費	実費徴収	実費徴収
	副食費	保育料に含まれる	実費徴収
保育認定（0歳～2歳児）	主食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる
	副食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる



市立幼稚園 親子で遊ぶ会 時間 10時30分（受付）～11時45分（終了）

幼稚園	日程	共通事項
中央幼稚園（さくらんぼクラブ） ☎ 22-8547	7月9日（火）	対象 平成27年4月2日～平成29年4月1日生まれの未就園児とその保護者 内容 保護者と一緒に遊具遊び、スキンシップ遊び
栗橋幼稚園（おひさまクラブ） ☎ 52-3346	7月30日（火）	持物 中央幼稚園：上履き 栗橋幼稚園：上履き、水着、タオル 備考 当日、直接幼稚園へお越しください。